



新潟県



単身
30万円

世帯
50万円

東京圏^(※1)から新潟県に移住し

保育士として保育所等へ就職される方々へ

移住支援金を支給します！

支援金の支給対象

①移住等に関する要件

- ・新潟県内に移住する直前に東京圏に在住していた又は在住していること
- ・令和5年3月16日から令和6年4月1日までの期間に新潟県内に移住した（移住する見込みである）こと
- ・新潟県内に移住した日から1年以上継続して新潟県内に居住する意思を有していること
- ・新潟県への移住・就業に関する他の支援金、貸付金等の支給を受けたことがなく、かつ受ける予定がないこと など

②就業に関する要件

- ・保育士の資格を有し登録を受けている又は令和6年3月31日までに資格を取得し登録を受ける見込みであること
- ・令和5年3月16日から令和6年3月15日までの期間に雇用された又は同期間中に内定を承諾し令和6年4月1日までに雇用される見込みであること
- ・勤務地（勤務予定地）が新潟県内に所在すること
- ・保育所等との直接雇用契約に基づく就業（予定）であること（所定労働時間週20時間以上）
※直接雇用契約に期間の定めがある場合は、当該期間が更新予定を含め1年未満で終了するものではない
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること など

③世帯に関する要件（世帯の額を申請する場合）

- ・申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと
- ・申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年3月16日から令和6年4月1日までの期間に移住した（移住する見込みである）こと など

新潟県保育人材確保支援事業移住支援金の詳細・提出書類等はこちらから

[URL:https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kodomokatei/jinzaikakuho.html](https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kodomokatei/jinzaikakuho.html)

新潟県 保育人材確保 移住支援金

検索

▶▶申請期限▶▶

令和6年3月15日（金）必着^(※2)

※1 東京圏とは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県をいいます。

※2 予算の都合上、申請期限前に受付を終了する場合があります。

【申請・お問合せ先】

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県 福祉保健部 子ども家庭課 ☎025-280-5215

✉hoiku@pref.niigata.lg.jp